

令和6年第2回久万高原町議会定例会

令和6年6月21日

○議事日程

令和6年6月21日 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第57号 久万高原町保健センター条例の制定について
- 日程第2 議案第58号 久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第59号 久万高原町立老人保健施設あけぼのの使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第60号 久万高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第61号 令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第62号 令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第63号 令和6年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第64号 令和6年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第65号 令和6年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第66号 令和6年度久万高原町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 請願第1号 伊方原発を即刻止めることを県知事に求める決議の請願

○追加議事日程

- 追加日程第1 報告第6号 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 追加日程第2 議案第71号 動産の取得について
- 追加日程第3 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策の着実な推進を求める意見書について

追加日程第4 発議第 5号 JR四国のローカル線の維持・確保を求める意見書につ
いて

追加日程第5 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

1番	熊代祐己	2番	高橋末廣
3番	光田優	4番	田村昭子
5番	瀧野志	6番	西山清一
7番	阪本雅彦	8番	大原貴明
9番	高橋誠	10番	大野良子
11番	森博	12番	岡部史夫
13番	玉井春鬼		

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	河野忠康	副町長	佐藤理昭
教育長	小野敏信	総務課長	西村哲也
住民課長	菅和幸	保健福祉課長	中川茂俊
建設課長	猪上浩明	林業戦略課長	小野哲也
まちづくり戦略課長	高木勉	農業戦略課長	西森建次
会計管理者	藤岡和雄	病院事業等統括事務長	沖中敬史
教育委員会事務局長	大西洋三	消防本部消防長	大野秋義
代表監査委員	菅洋志		

○議会事務局

事務局長 渡部定明

事務局 (朝 礼)

議 長 本日の出席議員は13名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午後1時30分)

議 長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
お諮りします。

日程第1、議案第57号から日程第4、議案第60号までの条例の一部を改正する条例の制定に関する4件を一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号から議案第60号までの4件を一括議題にすることに決定しました。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長 総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第57号、58号、59号、60号につきまして、6月13日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

まず議案第57号「久万高原町保健センター条例の制定について」

本条例の制定は、保健センターの設置規程等を見直す必要があるため、久万高原町保健福祉センター条例を全部改正し、久万高原町保健センター条例を制定するものとなっております。

改正の適用は、令和6年7月1日からとなっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

た。

議案第58号「久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本条例の改正の内容は、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準の見直しが行われるものであり、上位法の改正に伴う条例の改正となっています。

また、施行期日は公布の日となっていますが、当分の間は、従前の基準により保育士等の配置が行われるよう、経過措置が設けられているとの説明がありました。

審査では、保育士の配置基準が20名につき1人が15名に1人ということは、保育士の定数が増える理解でよいかとの質疑に、定数を増やすための改正ではないが、職員の見る児童数を減らす配置基準の結果により、保育士を増員することになることは考えられる、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

議案第59号「久万高原町立老人保健施設あけぼのの使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

本条例の改正は、介護報酬の改定における居住費の基準費用額の見直しに伴い、A個室、B個室、多床室、それぞれ日額60円引き上げる改正がなされるもので、施行期日は令和6年8月1日となっております。

審査では、介護報酬の改定ではあるが、もともと80床以上ないと経営的には成り立たない施設であるため、老人保健施設から介護施設に切り替えることはできないのかということとを以前から質問してきたが、変更はできないということなのかとの質疑に、在宅復帰を支援する施設であり、地域包括ケアシステムを構築していく上においても、必要不可欠な施設であるため、現行の体制で継続していくとの答弁でありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

議案第60号「久万高原町指定地域密着サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本条例の改正は、介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正す

る省令が施行されたことに伴い、市町村の条例で定めることとされている介護サービスに係る人員、設備及び運営の基準を改正するもので、施行期日は公布の日となっております。

審査では、居宅介護支援等の事業は訪問介護の事業と理解してよいのかとの質疑に、居宅介護支援等の事業であり、訪問介護の事業については、今回の条例改正には関係しない旨の答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告とします。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

瀧野委員長、お引き取りください。

委員長の報告は終わりました。

これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行います。

議案第57号「久万高原町保健センター条例の制定について」質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり、可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第57号「久万高原町保健センター条例の制定について」
は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第58号「久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより、討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり、可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号「久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第59号「久万高原町立老人保健施設あけぼのの使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり、可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号「久万高原町立老人保健施設あけぼのの使用料及

び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第60号「久万高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり、可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号「久万高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 日程第5、議案第61号「令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長

総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第61号につきまして、審査をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。

議案第61号「令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第2号）」

歳入歳出補正は、総額195万2,000円の減額補正で、累計89億4,662万6,000円となります。

歳入予算の主なものは、国庫支出金では、児童手当制度改正実施円滑化事業補助金267万円の増額、地域循環共生圏創造事業費補助金200万円の増額。県支出金では、都市計画基礎調査業務費補助金255万1,000円の増額であります。

繰入金では財政調整基金繰入金3,674万6,000円の減額、再生可能エネルギー発電基金繰入金、366万6,000円の増額、交流拠点施設道の駅天空の郷さんさん基金繰入金、260万5,000円の増額。

町債では、過疎対策事業債2,000万円の増額などとなっております。

本委員会関係の主な歳出予算は、総務費では、久万広域森林組合久万事業所地滑り対策設計委託料672万8,000円の計上。合併20周年記念事業に係る費用332万6,000円の増額。民生費では、制度改正に伴う児童手当システム改修業務委託料247万5,000円の計上。

教育費では、久万公園トイレ汚水ポンプ槽設置工事及び管理委託料561万円の計上などとなっております。

審査において、総務課関係では、森林組合久万事業所地滑り対策の工事については、多額の費用を要することになると思うが、どのような事業での実施を考えているのかとの質疑に、全体的な事業費が出た段階で、有効な補助金を模索しながら進めたいとの答弁がありました。

また、多額の費用を要すると考えるので、関係課と連携を取り、補助事業で対応できるようにしていただきたいとの意見に、関係機関とも連携を取り、対応可能な事業について、積極的に取り入れたいとの答弁がありました。

菅生の地滑り地帯の指定地域は広く、多くの工事をしてきたが、負担割合は

どうなのか。今回は指定地域から外れているということか、との質疑に、地滑りについては国の事業となり、負担は発生しないが、地滑りと崖崩れの違いがあり、崖崩れになると町の負担10%、治山に絡む事業になると、地元負担が20%、採択の基準により変わるとの答弁がありました。

今議会から議会のペーパーレス化に取り組んでいるが、行政でのペーパーレス化はどの程度進んでいるのかとの質疑に、庁内で行われる会議については、基本、タブレットとし、内部での連絡、報告、出張、休暇や時間外命令、財務における決算については、システムによる電子申請で行っており、今後も検討の余地があるとの答弁がありました。

教育委員会関係では、久万公園トイレの汚水ポンプ槽設置工事が上がっているが、久万公園の児童公園内にはトイレがない。幼い子供たちは管理棟のトイレへ行くのが大変で、困難で、間に合わない子供もいると聞く。

子供の遊び場であり、幼稚園や保育園、小学校の遠足の間であり、家族が触れ合う場所でもある。児童公園内にトイレを設置する予定はないのかとの質疑に、都市公園となっているので、設置が可能か関係課と協議して、検討していきたいとの答弁がありました。

久万幼稚園の園舎については、ひび割れや雨漏りなど、老朽化が目に見え、状態であり、大々的な改修が必要な時期が来ていると思うが、今後どのように考えているのかとの質疑に、長年にわたり、内部では検討してきている状況ではあるが、少子化の中、園舎をどのようにしていくべきか、結論が出ていない状況となっており、内部でしっかり協議をしていきたいとの答弁がありました。

久万幼稚園の入園児が減っているという状態は、園舎だけでなく、幼児教育の無償化や親の働き方が変わったなど、様々な要因があるが、早急に解決しなければならない問題である。早い機会に結論が出るよう、検討いただきたいとの意見に、学校再編とも関わってくるので、各課連携して、早急に対応できるよう努力したいとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告とします。

議長

委員長の報告は終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

瀧野委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣
委員長

産業建設常任委員会に付託された議案第61号につきまして、6月13日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第61号「令和6年度久万高原町一般会計補正予算(第2号)」

歳入の補正予算については、総務文教厚生常任委員会で報告がありましたので、省略いたします。

本委員会の歳出の主なものは、衛生費では、再生可能エネルギー発電による地域活性化補助金366万6,000円の増額、農林水産業費では、合併20周年記念イベントの実施に伴う林業まつり業務委託料290万円の増額。

商工費では、道の駅天空の郷さんさんの地域食材展示即売施設の発券機更新費用242万円の計上。鉄砲石川キャンプ場等の水の安全供給を図るための水源地取水施設工事300万円の計上。

土木費では、都市計画基礎調査業務委託料520万円の計上、都市計画基礎調査負担金241万9,000円の減額。下水道事業会計繰出金2,000万円の増額などとなっております。

審査においては、ふるさと創生課関係では、国民宿舎古岩屋荘の便所改修工事設計委託であるが、工事の実施は年度内の実施なのか、また指定管理者の負担割合はとの質疑に、工事は冬季に実施したいと考えており、12月に工事費を改めて計上したい。また、指定管理者の負担割合であるが、基金積立があり、

基金の範囲内で設計を含め、町が実施するとの答弁があった。

今年のゴールデンウィークの町に訪れた観光客は、コロナ前と比較してどのくらい増えたのか。コロナ前と後で町の観光客はどうなっているかの質疑に、ゴールデンウィークにおける道の駅さんさんの来場客数から見ると、令和元年度と比較して約90%、前年度比較で120%となっている。

令和5年度の町全体の入り込み客数は178万人で、コロナ前の令和元年度と比較すると7万人の増となっており、コロナ前の水準に戻りつつあるとの答弁があった。

平成30年に策定した町の観光振興計画で定めたアクションプランは、今の実態に即したものになっているか。各種の条件整備や環境整備では順調に進んでいるかとの質疑に、ハード面においては、観光施設のトイレ整備や、二次交通の整備目標を掲げているが、道の駅みかわの改修等は大幅な利用客数、売上げの増加があり、一定の成果を上げている。

一方、課題として、四国カルストにおけるインフラ整備は遅れており、課題となっている。

ソフト面については、観光振興が中核となる人材育成に取り組む目標を掲げているが、インバウンドの受入体制や観光DXが、旅行商品の企画販売の体制を生業とする観光人材の育成は立ち後れているとの答弁があった。

県内でも民間パワーを取り入れ、スピード感のある市町が数多く見受けられるが、なぜ優先順位を上げて実行プランを進めないのかとの質疑に、県内でも9団体で12人の地域活性化企業人などの制度を使い、活躍されているという現状で、採用できてないということは非常に課題であると認識しており、取り組めるところを、関係機関と調整しながら前向きに進めたいとの答弁があった。

また観光プロ人材の招聘には、国の補助制度もあり、それを利用して早く決断する時期ではないかとの質疑に、具体的なことを検討して、早い時期に実施を目指して進めたいとの答弁があった。

町の観光コンテンツの一つとして、道の駅天空の郷さんから、古岩屋、面河溪の溪泉亭、御三戸、道の駅みかわを経由して、道の駅天空の郷さんさんへという、町内の観光地をつないだ独特なモノコックバスの運行などの活用について、どう考えるかとの質疑に、モノコックバスに限らず、二次交通という

形で、交通手段の脆弱なところに有効な手段として考えている

事業者等の調整は必要となるが、前向きに検討していきたいとの答弁があった。

鉄砲石川キャンプ場の水の安定供給を図るための水源地取水施設工事については、清流面河とそのキャンプ場のトイレ、飲み水と、全てを賄えるかとの質疑に、渇水期等の問題はあるが、通常であれば問題なく確保できる見込みであるとの答弁があった。

林業戦略課関係では、地域循環共生圏づくりの支援体制構築事業については、事業期間が3年となっているが、その工程はとの質疑に、初年度の森林アクションプラン策定に向けた情報収集。2年目は、地域ビジョンを描くコンセプトペーパーを作成し、事業モデル等を検討する。3年目については、事業モデルを提案するとともに、経済インパクトの検討、最終的には、総合計画を補完する森林アクションプランの策定を行いたいとの答弁があった。

これまでも未利用材の搬出実験、実証実験は、町有林を中心に行ってきたと思うが、さらにこれから3年間というのは長過ぎると思うが、スピードアップはできないのかとの質疑に、いろいろ実証実験を行ってきたが、最終的には森林所有者、林業者、組合の3者が、経済性を担保できる仕組みを今年度中に整えたいとの答弁があった。

木質バイオマスの資源需要は増大すると考えるが、この事業を行うことによって、どのような波及効果や利用増加につながると考えているのか。また、買取り価格は、原木2メートル未満の短コロと言われる短いもの、枝葉と、三つに区分されており、買取り価格の安い枝葉や、搬出効率の悪い短コロは、林地残材として放置され、環境問題につながっていると思うが、これらの問題についての事業で取り組む考えがあるかとの質疑に、この事業によって、木質バイオマスエネルギー事業や、防災・減災の効果をもたらすグリーンインフラ事業、そしてその森林エコツアーなどの観光業など、新たな事業の提案を考えており、それらを通して利用の増加をつなげていきたい。

また、短コロ枝葉などの林地残材についての問題も、この事業を通じて、町全体で考えていきたいとの答弁があった。

林地残材の中には、間伐から生じる未利用材と、皆伐から生じる一般木材が

あり、同じ木質のものであるが、買取り価格に差が生じている理由についてどう考えるか、との質疑に、考えられるのは需要先で、木質バイオマス発電所が必要とする種類によるものと考えられ、F I T制度による売電の場合は、間伐由来の未利用材を必要とするため、買取り価格は高くなるとの答弁があった。

F I Tの買取り価格というのは、国の制度であるが、当初、間伐が遅れ、放置林が多く、木質資源を有効に利用できていないという中で始まった補助制度で、今の木質バイオマスを使って脱炭素を進めようとする、新たな視点が入ってきたと考えている。

間伐、皆伐の区別をすることは適当でないと思うが、このF I T制度による、改善すべき意思表示を町も示すべきではないかとの質疑に、未利用材の増産で、軌道が乗るまでは何らかの支援が必要で、国のF I T制度の買取り価格は検討が必要と考えているとの答弁があった。

未利用材と一般木材という、伐採方法によって呼び名が違うが、間伐による未利用材の搬出については、町から補助がなされている。皆伐による一般木材については、補助の対象とならないが、この伐採方法による補助について、改める考えはないのかとの質疑に、一部森林経営者管理制度に沿った、団地からの搬出については補助対象としているが、対象とならないところについては、森林環境税を活用して補助金ができるかどうか、現状を鑑みながら、しっかりと検討していきたいとの答弁があった。

既に町内の木質バイオマス資源の残量の搬出の実証試験は終わっており、具体的なタイムスケジュールを持った実行計画を立ててもらいたいと思う。

バイオマス産業都市構想に、脱炭素先行地域と並行して取り組むと説明があったが、今回のアクションプランの脱炭素とどうつながっていくのか。脱炭素の部分の木質バイオマスを所管している林業戦略課が連携して、具体的なタイムスケジュールを持った実行計画を示していただきたい。

今回のアクションプランを作成して、さらに3年後の実行計画をつくるか、それとも同時に並行してつくるかとの質疑に、地域の循環共生圏づくり支援事業について、脱炭素に向けたまちづくりと協働しながら進めており、実行プランは脱炭素先行地域の計画が主体となってくる。

林業戦略課では、どうやって山から未利用材を搬出してくるか、今年度中に

仕組みを整え、木質バイオマス事業に安定的に供給できるような体制をつくりたいとの御答弁があった。

これら課をまたぐことになるが、まちづくり戦略課では、具体的なスケジュール、実行計画を示せるかとの質疑に、先行地域の応募もあり、木質バイオマスがメインとなってくるので、示せるよう両課で協議を重ねていきたいとの答弁があった。

町の西側の町有林を大規模に皆伐しているが、どういう形で実施するのか、林地未利用材の実証実験を兼ねているのかとの質疑に、森林組合が林地残材を管理し、林業事業者、森林所有者に林地残材の代金を支払う仕組みづくりを、今回の皆伐事業で検討しているとの答弁があった。

皆伐地は街中でよく目立つ場所であり、森林整備を兼ねた木質バイオマス関連事業であるなら、木材活用を推進している、いいアピールの場となる。

隣接する森林公園も同じ一帯の町有林であるので、植林は桜を植えるなど、景観も配慮した整備はどうかとの質疑に、この事業で林業関係者や一般の方を案内し、ワークショップを開催する予定としているので、その場で事業のアピールを行い、また植林については、町や組合で検討していきたいとの答弁があった。

以前に25万平米の生産高があるとのことであったが、今後、木質バイオマスが進むとすれば、未利用材を含め、全体的な生産量も増えると思うが、それも計画に入っているのかとの質疑に、全体的な素材生産については、林業振興基本計画で示しているが、未利用材については、現在のところ具体的な計画がないので、ある程度、時間がかかるが、それを見越して計画を立てていきたいとの答弁があった。

林業まつりの関係予算も組まれているが、祭りの中で、町内の漬物が店頭に並ぶというのも、人気の一つとなっている。6月から漬物製造が許可制になり、費用をかけて改修しなければ製造販売ができないことについて、各課横断的に検討するとしていたが、その後の経過はどうかとの質疑に、生産者の多くが高齢者であり、体力面、設備投資しても、見合った収益につながらない状況であり、町が加工施設を整備しても、移動手段など、様々な問題が生じる状態である。

まちづくり戦略課では、令和3年から魅力的な産業企業支援事業において、3件の施設の改修補助をしているが、十分とは言えないので、こういった支援ができるか、前向きに検討をしていきたいとの答弁があった。

建設課関係では、5月に県内の市で、カーブミラーの腐食による倒壊で、児童が負傷した報道があったが、町内のカーブミラーの状況はどうかとの質疑に、町道については、点検の結果、健全であると確認している。

農道、林道については、現在も点検作業中であるとの答弁があった。

町道以外にも、安全協会等で設置されているカーブミラーがあるが、その点検はどうかとの質疑に、まだ確認していないが、連携して、今後点検していきたいとの答弁があった。

建設工事が増えているとの報道であるが、町発注の工事における現場代理人の義務規定について、契約書等ではどのように明記しているかとの質疑に、工事請負契約第10条の規定により、受注者の代理人として工事現場に常駐することになっているとの答弁があった。

現場代理人の常駐は法律で定めているのかとの質疑に、法的配置義務ではないが、現場代理人を置く場合は、書面により、注文者に通知しなければならないとの、建設業法で定められているとの答弁があった。

金額によっては、緩和措置があり、その場合は材料検収も必要ではないと聞いているが、町発注工事では、必要な材料検収は行っている認識でよいか。また、現場代理人が常駐していない場合の対応は、との質疑に、材料検収は実施しており、現場代理人が常駐していない場合は、契約違反となるので、行政処分の対象との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案どおり可決するべきものと決定いたしました。
以上です。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

高橋委員長、お引き取りください。

各委員長の報告が終わりました。

議案第61号「令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（岡部史夫議員を指名）

岡部議員

議案とは直接関係はありませんが、先般、いじめに関する町の教育委員会の対応について、マスコミの報道があった事案について、ここで理事者に確認をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

議長のお許しを得たので、お聞きをしたいと思います。

まず初めに、本町におけるいじめ重大事態に対する新聞報道について、お聞きをします。

6月18日の愛媛新聞及び毎日新聞において、久万高原町内の学校において、いじめ防止対策推進法の重大事態に当たるいじめ事案が起きたにもかかわらず、町の教育委員会の予算不足で、第三者委員会の設置が遅れ、重大事態の認定まで、事案発生から3年かかったとの報道がなされ、本日お昼のテレビ報道においても、改めて報道がなされましたが、マスコミ報道において、表現が異なる部分があります。その経緯について、教育委員会の説明を求めたいと思います。

議 長

（大西教育委員会事務局長を指名）

大西局長

岡部議員の質疑にお答えします。

本案件につきましては、6月18日の新聞報道のとおり、本町内の学校において、いじめが主因と思われる30日以上の不登校があったことは事実でございます。

いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に該当するという判断の基、外部の

専門家等で組織する第三者委員会を設置し、調査を実施したものです。

新聞報道等にありますとおり、事案発生から第三者委員会の設置が遅れ、予算不足もあり、重大事態の認定まで3年かかったという経緯でございますが、まず初めに、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に当たる、いじめが主因である30日以上の不登校となった時期につきましては、令和3年1月時点で、この要件となつてございます。

それから第三者委員会の設置がされたのが令和5年2月ということで、約2年間、設置までにかかっているという状況でございます。

この主な原因につきましては、まずは教育委員会における初動段階におきまして、法律の認識というものが少し甘かったということもございまして、第三者委員会の立ち上げという選択を行わずに、まずは教育委員会と学校、それから保護者との連携の基、この問題を教育の問題として解決をしようということで話し合いを進めたことにあると思います。

結論としましては、この話し合いによる解決には至りませんで、第三者委員会を設置するという事になった状況でございます。

第三者委員会の設置につきましても、教育委員会職員の事務的なノウハウというのがなかったというようなこともございまして、人選であるとか、予算確保であるとか、そういったところで時間をかなり要してしまったということもございます。

それから、第三者委員会の設置後の期間につきましても、当初は3か月から6か月程度という期間を見ておりましたが、内容が、聞き取りなどかなり多い項目になりますので、そういったところから結果的に12か月かかってしまったということで、合計で3年間の月日がかかってしまったということもございます。

このような経緯から、事案発生から多くの時間を要してしまいました。それから教育委員会事務局の手続が遅動したことによりまして、今回、マスコミ報道につながったものと考えております。

このことによりまして、関係者の皆様に多大な御迷惑と御心配をおかけいたしました。誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回のいじめ事案を受けて、教育委員会として機能をしていなかったというふうな現状に、第三者委員会からも厳しい指摘を受けているようです。お昼のテレビ報道でも、そのことを数回にわたって指摘をされておられました。

今後、教育委員会は、いじめ防止にどのように取り組んでいくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

今回のいじめ事案に関する教育委員会の対応につきましては、いじめ防止対策推進法に基づいて、適切な対応ができていないという部分もあったかと、大変反省をしておるところですが、教育委員会におきましても、様々な反省をしておるところです。

第三者委員会の報告においても、そうしたこと、改善措置や対応に係る評価など、御指摘をいただいております。

多額の費用と、多くの方々の協力を得て実施できたこととございますが、教育委員会といたしましては、この経験を生かし、今回、第三者委員会からいただいた御指摘を真摯に受け止め、さらなる再発防止に努力をしまいたいと、このように考えております。

また対応が遅れましたことで、被害、加害の方々に大変大きな負担もおかけいたしました。いじめ防止対策推進法に基づき、適切かつ速やかな対応に心がけ、早期解決に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところです。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 マスコミ報道の中でも、教育委員会の認識不足というのをかなり強調もされ

ていたようでございます。

今回のいじめ事案について、教育長の任命権者でもある町長として、教育長に助言をされたことがありますか。それともされていませんか。町長にお聞きします。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 都度、教育長のほうからは、経緯の報告もいただいておりますし、また、非常にこのいじめという問題、とても嫌な響きの言葉でございます。

いろいろな要因があろうと思います。それだけに一筋縄ではいかない、非常に解決に時間を要するところもあろうと思います。

今申し上げましたように、教育長のほうからは、そのような中で、その都度、お話もいただいておりますし、また私も皆さんと同じように心を痛めておりますから、その点については、アドバイスというような表現をされたようですけども、できれば、これはもう誰もそう思うことでありますけれども、穏やかな中で解決ができればと、そんな話もした覚えもございます。

質問のところは、私なりには教育長と都度、話はしてきたつもりでございます。

以上です。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 改めて申し上げるわけでもございませんけれども、今回のいじめ事案の報道については、県内はもとより、全国版で報道をされた教育委員会の対応というものは、町民から見ても、またかというふうに思われていることかもしれません。

いろいろな問題が生じているこの町ですが、町として恥ずべきことではない

でしょうか。

今回の事案の報道について、町長の総括としての御認識をお伺いします。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 決して、栄誉なことではないのは、言われなくても、皆さん思うところがございます

総括とおっしゃられましたから、さっきも申し上げましたように、このいじめの問題というのは、非常に様々な要因がございます。それぞれ皆さんも、この小学校、中学校、あるいは幼稚園のときにあったかも分かりませんが、振り返れば、あれがいじめだったのかな。あれはこちらが悪かったのかな、いろんなところに及ぶところであろうと思います。

私も先ほどからやり取り聞きながら、改めて非常に難しい、悩ましい課題が、いじめという問題だろうというふうに思っております。

御指摘のように、ただこれ加害、あるいはまた被害の方、あるいは加害の方、それぞれ重い負担を強いられるところがございます。なるべく早くこれを解決するというのが一番でございますから、これまでにこのような経験もなかったところがございます。多分、ほかの市町も同様なところもあろうと思いますけれども、こういう事案があったところを、これを教訓として、とにかく迅速な対応ができるように努めていく、このことにも集約されるであろうと思いますから、今回のところを十分に、今後に活かしてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長 ほかにありませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 所管の常任委員会の長として、一言だけお聞きをしたいと思います。

答弁はそれなりにいただいたと思いますが、学校、教育委員会、それからもしこのたび、子供さんが亡くなったら県教委が出てくるわけですね。

やっぱり学校の、先ほどの問題が一番は、初動段階の問題であると。報道の大きな核は、時間がかかり過ぎとる。やっぱりこういったことは、起こると前提して、常日頃から対応していかないかと私は思います。

学校の中に、果たして教務主任であったり、学年担任であったり、教頭であったり、校長であったり、それぞれの問題が起きたときに、どういう形でその対応をするのか。そういうマニュアルがあったり、初動段階でそれができてないということは、そういったことがはっきりとマニュアル化されていないんじゃないんですかね。

法律法律言いますけれども、やっぱり法律は心が通ってない。子供を相手にして、いろいろ理屈をこねるよりも、初動段階で、スピード感を持って対応する。これが私は一番大切なことじゃないかなと思うんですね。

これは今回のいじめだけやなしに、久万高原町の場合は、何かにおいて、とにかく初動段階の対応が悪い、これが一番の大きな問題だと思います。

町長、これは答弁だけをされて、これから後も同じ問題が起きんとは限らない。これは大変なことやと思うんですね、子供さんのことで。本当に大変な事態が起きたときには、取り返しがつかん。

これは、すぐこの対応をすべきだと思うんですね。どういうふうにしていくか。

これは町長に問うたんがいいのか、教育長さんに問うたんがいいのか分かりませんが、対策ですね。今回できていなかった。答弁はされたけれども、今後改善されるような答弁がなかった。その点について、答弁をいただきたいと思っています。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

それぞれの学校は、いじめ防止対策推進法、それからガイドライン、これを受けたいじめ防止に対する委員会を設置する、そうした組織を学校の中に持っております。そうした組織の活用、一層明確に進めていくことが重要だという、御指摘のとおりだというふうに思っております。

そして、今回、教育委員会といたしましても、強く反省をしている中に、学校だけではなく、地域の方々との協議、学校評議員会だとか、学校運営委員会だとか、そうしたことで、外部の人たちからも広く声を聞きながら、事に当たる。あるいは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そうした方々との連携。それから県教委が用意しておりますスクールロイヤーとの関わり、こうした外部の学校関係者との連携を一層強めていくべきであったなどというようなことを、今回、非常に大きな勉強に至ったところでございます。

今後、学校の中だけで、あるいは教育委員会と学校だけでというよりも、そうした外の力も借りながら、ことに当たっていくという、そうした体制、大変重要かと思っております。御指摘のとおりであろうというふうに思います。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 いろいろ決まり事とか法律とか、いろいろあると思うんですが、はっきり言って、これからどういう対応をされますかという質問なんで、具体的に、早急に検討して、的確な対応の方法を取りたいというのであれば、それなりのことを考えられて、議会に対してお示しをいただけますか。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

この報告書が提出をされました。そして、被害、加害両者の閲覧も終わり、被害の側からの所見も整いました。この後、町長に所見を添えて正式に報告いたします。

その後は、議会の皆様にも公表できるよう努めていきたいと思っておりますし、今後、これをどう公開していくのか、インターネットで公開していくかどうか、様々な形があると思っておりますので、公開の方法も併せて検討し、また議会のほうには御報告させていただいたらというふうに思っております。

以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 ここで、しばらく休憩いたしたいと思います。 (午後 2 時 2 6 分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 2 時 3 6 分)

議 長 議案第 6 1 号「令和 6 年度久万高原町一般会計補正予算（第 2 号）」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長

お諮りします。

日程第6、議案第62号から日程第10、議案第66号までの令和6年度特別会計、事業会計補正予算に関する5件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号から議案第66号までの4件を一括議題にすることに決定しました。

本案について、最初、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長

総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第62号、議案第63号につきまして、委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第62号「令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)」

歳入歳出補正、総額798万8,000円の増額補正で、累計5,626万9,000円となります。

歳出の内容は、面河診療所屋上防水改修工事、798万8,000円。歳入の内容は、前年度繰越金798万8,000円となっています。

審査では、防水工事は屋上全体の工事か部分的な工事かとの質疑に、施工面積309平方メートルとなり、屋上全面の防水工事であるとの答弁がありました。

また、現在行っている防水工事と、今回新たに改修する工事の工法について、今までの防水工事とどう違うのかとの質疑に、今回の防水改修工事については、塩化ビニール樹脂シートの機械的固定という工法によるもので、平成13年に実施した工法と同じで、屋上など、平たんで広い箇所にも最も適しており、比較

的短期間で施工でき、対応年数も長く、加えて基本メンテナンスが不要と、優れた点が多いことから、今回の改修の工法も、前回の工法を踏襲するとの答弁がありました。

町内には二つの診療所があり、人口減少の中で患者さんも減ってきたと思うが、その現状と、自治体病院の基本として、将来に向けた調整作業は進めているのかとの質疑に、診療所の受診件数は年々減少傾向であるが、今現在は、美川、面河、柳谷地区に、それぞれ医療機関を維持する方針で進めている。

将来の方向性については、医療保健福祉審議会等で議論はしながら検討していきたい。

さらに、病院の運営については、開設者及び病院長に診療実績等のデータを提供して、経営強化プランの進捗状況と照らし合わせながら、重要な経営判断、方向転換等、収支改善に努めていきたいとの答弁がありました。

地域の皆さんが診療所をどのように重要視して、どのように利用されているのか、あらゆるデータを把握すべきではないのかとの質疑に、現在はそれに十分なデータがないため、極力把握して、今後の運営に生かしていきたいとの答弁がありました。

審査しました結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第63号「久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）」

歳入歳出補正、総額1,238万円の増額補正で、累計5,086万5,000円となります。

歳出の内容は、人件費の増額、985万円、訪問看護医療介護請求ソフトウェアの更新費用、253万円。

歳入の内容は、前年度繰越金1,238万円となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告といたします。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

瀧野委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣
委 員 長

産業建設常任委員会に付託された議案第64号、議案第65号、議案第66号につきまして、6月13日に委員会を開催して審査会を開きましたので、審査概要を報告いたします。

議案第64号「令和6年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第1号）」

歳入歳出補正、総額105万円の増額補正で、累計1,625万2,000円となります。

歳出の内容は、公課費の増額、105万円。

歳入の内容は、前年度繰越金の増額、105万円となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第65号「令和6年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」

収入及び支出の予定額は、500万円の増額補正で、累計3億8,126万9,000円となります。

支出の内容は、委託費の増額500万円、収入の内容は、県補助金の増額500万円。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第66号「令和6年度久万高原町下水道事業会計補正予算（第1号）」

収入の予定額を4,000万円、支出の予定額を4,517万円、それぞれ増額補正し、収入の累計が1億8,264万9,000円。支出の累計が、2億7,117万7,000円となります。

支出の内容は、建設改良費の増額、4,517万円、収入の内容は、企業債の増額2,000万円、他会計からの長期借入金の増額2,000万円、損益勘定留保資金等補填額は517万円の増額で、8,852万8,000円となります。

審査では、下水道事業の施設更新においては、施設の全体の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位を行った上で、施設管理の最適化をしていくストックマネジメントの推進が必要である。

ロードマップを作成した上で、今回の設備交換なのかとの質疑に、ロードマップは作成していないが、今後10年間の中長期財政計画を作成しており、維持管理業者の点検における指導により、実施するものとの答弁があった。

終末処理場の電気施設、機械施設等の標準的な耐用年数は15年といわれるが、汚泥処理施設の再構築方針は存在するのかとの質疑に、再構築方針ではなく、設備修繕による長寿命化を図っている状況であるとの答弁があった。

下水道事業において、危機管理マニュアルは作成しているのかとの質疑に、危機管理マニュアルとしては、久万高原町下水道事業BCP報告書を作成しているとの答弁があった。

そのBCPは、通常の維持管理を踏まえた上で作成していると思うが、町の防災会議における地震災害等に対応可能と認識しているのかとの質疑に、発災後、暫定的に下水道機能が確保されるまで、おおむね30日と位置づけて計画しており、地域防災計画の詳細版として、関係機関や対策本部と連携し、防災対策は可能と認識しているとの答弁があった。

終末処理場までの管渠の破損や、マンホールポンプ場が使用不能、停電などといった、ストップすると立ち上げに数か月、場合によっては半年かかると言われている。専門的に判断対応できる専門職がストックマネジメントの作成にかからなければ、災害時の不測事態は到底、対応できないと考えるが、今の体制方針で大丈夫であると考えているのかとの質疑に、技術的な業務においては、専門的人材の確保と考えているが、県内を見ても難しい状況である。即戦力として人材の確保は、OB、特定任期付き職員、アウトソーシングなどにいろいろと事例もあるので、どういう形で確保しているか、早急に検討していきたいとの答弁があった。

これからどうあるべきか、万が一どうあるべきか、人材確保のためにどうあるべきか、その方針を出し専門的な職員確保をしていく認識でよいのかとの質疑に、これまで職員が一生懸命苦勞し、勉強してきたところであるので、それも大事にしながら努めていきたいとの答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上です。

議長 委員長報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
高橋末廣委員長、お引き取りください。
各委員長の報告は終わりました。
これより質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議長 議案第62号「令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第62号「令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第63号「令和6年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第63号「令和6年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第64号「令和6年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算(第1号)」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第64号「令和6年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第65号「令和6年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」
について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号「令和6年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第66号「令和6年度久万高原町下水道事業会計補正予算（第1号）」
について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>討論される方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これより採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決です。</p> <p>報告のとおり決定することに御異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第 6 6 号「令和 6 年度久万高原町下水道事業会計補正予算(第 1 号)」は、委員長報告のとおり可決しました。</p>
議 長	<p>日程第 1 1、請願第 1 号「伊方原発を即刻止めることを県知事に求める決議の請願」を議題とします。</p> <p>本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。</p> <p>(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)</p>
瀧野委員長	<p>総務文教厚生常任委員会に付託されました請願第 1 号につきまして、6 月 1 3 日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。</p> <p>総務文教厚生常任委員会に付託されました請願第 1 号「伊方原発を即刻止めることを県知事に求める決議の請願」について、6 月 1 3 日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果を報告をいたします。</p> <p>審査では、最初に紹介議員から、その理由と趣旨説明がありました。</p>

質疑では、福島第一原発事故の後、新規制基準で安全性の向上を図っているのではないかと。原発を即刻止めるということは、県民の生活に支障が生じるのではないかととの意見がありました。

また討論では、県においては独自に安全性を確認しており、あくまで権限の範囲内で対処すべきである。原子力発電所の運転停止や再稼働は、厳格な審査が行われており、地域経済への影響や、住民の生活を考慮すると、町議会としては、その結果を尊重して、慎重な対応が求められる、との反対討論がありました。

採決をしました結果、採決すべきとする者少数と認め、請願第1号は、不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上です。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

瀧野委員長、お引き取りください。

これより討論に入ります。

まず、請願を採択することに賛成者の発言を許します。

(大野良子議員を指名)

大野議員

この請願に賛成の立場で討論をいたします。

最初に、私が請願を受け、紹介議員となった理由について述べたいと思います。

原子力発電所が仮に地震の心配のないところにつくられたとしても、核のごみは出ます。極めて強い放射線を長期間出し続ける核のごみの安全な処理方法はありません。国は地下300メートルより深く埋めるとしてはいますが、この方法で数万年かかるといわれております。

今、国は原発を最大で活用する方向に向いています。このままでは地球はどんどん汚れて、危険になっていきます。次世代に生きていく子供たちに、きれ

いな地球を残すために、原発は止めるしかないと考えます。この考えに基づきまして、紹介議員を受けさせていただきました。

続いて、伊方原発を止めてもらいたい考えを、久万町民の立場から考えてみました。

地球は活動期に入ったといわれます。今も地震が起きました。直近の地震で、能登半島地震、震源地珠洲市では、マグニチュードが7.6。4月に愛媛・高知で起きました豊後地震で、マグニチュードは6.4。阪神・淡路大震災、または熊本地震がマグニチュード7ということになっておりますが、マグニチュードが1増えると、地震の規模は32倍に増えると1000倍になるといわれております。

必ず起こるといわれている南海トラフ地震で、伊方原発の地域では、マグニチュード8.0とされております。

伊方原発3号機は、我が国最大の活断層であり、中央構造線から数キロという、直近で運転されています。地震が発生したら、甚大な核事故の可能性は極めて高いと思われまます。

また、事故と子供の甲状腺がんについてですが、子供の甲状腺は年間に100万人に1人だったりしか発生しないのに、福島原発事故後、38万人の子供から300名以上の小児甲状腺がんが発生され、当時、子供だった若者が、治療を受けながら甲状腺がんの裁判を起こしております。

福島の原発事故の際、放射線汚染は250キロメートル圏内に広がったと聞いております。伊方原発で事故が起きれば、久万高原町は汚染地域になります。子供の甲状腺がんもよそごとでは済まされません。

伊方原発の問題は、久万高原町の子供をはじめとする私たちの問題だと思えます。

福島原発事故後、原発の依存度をできるだけ減らすと、国のエネルギー計画に明記されております。

住民の命と生活を守るため、危険な伊方原発を廃炉にという英断を知事に求めます。そのための請願を、ぜひ久万高原町議会としても決議をしていただきたいと思います。

以上で賛成討論を終わります。

議長 次に、請願を採択することに反対者の発言を許します。

(熊代議員を指名)

熊代議員 請願第1号「伊方原発を即刻止めることを県知事に求める決議の請願」について、反対の立場から討論いたします。

愛媛県では、伊方原発に関して、原子力安全対策課を設置し、その運用状況については、専門的な見地から、独自に安全性を確認しており、あくまで権限の範囲で、独立性と自治権を尊重し、県知事の判断に委ねるべきです。

また、原子力発電所の運転停止や再稼働は、国のエネルギー政策及び、国の機関による、厳格な安全審査が行われており、地域経済への影響や、住民の生活を考慮すると、町議会としては、その結果を尊重して、慎重な対応が求められます。

さらに、再生可能エネルギーの導入や、エネルギー効率の向上を推進している現段階で、原発停止後の安定したエネルギー供給について、現実的で持続可能な代替案がない現状では、この請願の採択には反対をいたします。

以上でございます。

議長 ほかに討論はありませんか。

討論を終わります。

これより採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号に対する委員長報告は不採択です。この請願を採択することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者(1名)起立)

議長 起立少数です。

したがって、請願第1号「伊方原発を即刻止めることを県知事に求める決議

の請願」は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 0 4 分)

(休 憩)

議 長 休憩前に続き、会議を開きます。

(午後 3 時 1 4 分)

お諮りします。

お手元に追加議事日程が配付されています。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、日程を追加して議題とすることに決定いたしました。

議 長 追加日程第 1、報告第 6 号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を議題とします。

専決処分の報告を求めます。

(菅住民課長を指名)

菅 課長 議案に基づき報告

議 長 報告が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号を終わります。

議長 追加日程第2、議案第71号「動産の取得について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(大野消防本部消防長を指名)

消防長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回整備する消防車両は、先般、天山交差点で緊急走行中において事故をした車両の後継車両と思いますが、天山交差点付近における救急車両に関する事故というのは、数件あるとも聞いております。今回、納車する車両は、交差点等での対応が可能な車両なんでしょうか、お聞きをします。

議長 (大野消防本部消防長を指名)

消防長 岡部議員の質疑にお答えします。
今回導入いたします救急車につきましては、ITSコネクトというシステムを装備いたしております。これにつきましてはトヨタ車に限定はされますが、救急車が近づきましたらアラーム、ブザー音で知らせるとともに、おおよその距離、それとどの方向から近づいているのかというのを早期に知らせるシステムというのでできておりますので、限定はされますが、安全な運行に寄与するものと考えております。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 トヨタ車両ということですが、トヨタ車両以外だと、例えばついてないとするとですね、入札でトヨタ車両以外を業者が落札した場合は、そういうセンサーシステムが装備されてない車両になってしまうということになると思います。

今後の入札等々における緊急車両、特に救急車の導入については、ぜひともやはり不測の事態に備えた、今回導入されたような、交差点でも特に対応ができるような車両を当初から計画していくと、そういう方向性を考えるべきだと思いますが、いかがですか。

議 長 (大野消防本部消防長を指名)

消 防 長 岡部議員の質疑にお答えします。

現状としては、先ほど言いましたようにトヨタ車限定にはなっていますが一部、消防車両等にもオプションでつけれるよというようなことで、現在話が進んでいるようです。今後も引き続き、こういった安全確保できる装備を念頭に置いて、車両選択をしたいと思います。

以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第71号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第71号「動産の取得について」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第3、発議第4号「防災・減災、国土強靱化対策の着実な推進を求める意見書について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

(高橋末廣議員を指名)

高橋末廣
議員 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
高橋議員、お引き取りください。
これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

発議第4号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号「防災・減災、国土強靱化対策の着実な推進を求める意見書について」は、提出者提案のとおり可決しました。

議 長

追加日程第4、発議第5号「JR四国のローカル線の維持・確保を求める意見書について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

発議の趣旨説明

議 長

趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

瀧野議員、お引き取りください。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

発議第5号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号「JR四国のローカル線の維持・確保を求める意見書について」は、提出者提案のとおり決定しました。

議長 追加日程第5、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、別紙、議員派遣の件のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定いたしました。

議長 お諮りします。

以上で、本定例会に付託された案件は全て終了しました。

したがって、これで閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

(午後 3 時 3 1 分)

町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

閉会に当たりましてお礼を申し上げたいと思います。

本議会、大変お世話になりました。皆様ありがとうございました。

本会議また委員会の中で、様々な、適切な御意見を頂戴いたしたところでございます。改めて、広い私どもの町でございますけれども、大変課題もたくさんございますけれども、みんなで協力しながら、議会の皆様方の御支援賜りながら、誇れるふるさとづくりに、改めてしっかりと頑張っていかなければならない、その思いを強くしたところでございます。

どうぞ今後とも議員の皆様方の御支援賜りますようお願い申し上げたいと思っております。

いよいよ暑くなってまいります。どうぞお体、十分に御自愛を賜りまして、梅雨そしてまた暑い夏を乗り越えていただきますように心からお祈り申し上げます。本議会のお礼の挨拶にかえさせていただきたいと思っております。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議 長

6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日で6月議会に上程されました議案審議の全て終わりました。議員の皆様、関係者の皆さん、お疲れさまでした。

今回の議会では、地域の活性化や児童福祉、教育環境の改善に関わるものなど、町の住民生活に直接つながる重要な議案が審議されました。皆様の熱心な議論に感謝申し上げます。

梅雨に入り、線状降水帯の発生や、大雨による土砂災害警戒情報が出されているところもあるようです。皆さんも情報に注意して、安全な行動を心がけてみてください。

これをもちまして、6月定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以上で、令和6年第2回久万高原町議会定例会を閉会いたします。

事務局

(終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員